様式第3号（第12条第1項関係）

第　　　号

年　月　日

（開示請求者）様

粕屋町議会議長　　　　　　　　　印

**部分開示決定通知書**

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、粕屋町議会の個人情報の保護に関する法律（令和5年粕屋町条例第19号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり、一部を開示することに決定したので通知します。

**1　開示請求に係る保有個人情報の内容**

|  |
| --- |
|  |

**2　開示する保有個人情報の利用目的**

|  |
| --- |
|  |

**3　開示をしない部分及び理由**

|  |
| --- |
| (1)　開示をしない部分 |
| (2)　開示をしない理由（説明）（根拠法）粕屋町議会の個人情報の保護に関する条例第20条第　　号に該当 |

**4　開示の実施の方法等**

|  |
| --- |
| □請求時に求めた実施方法による開示ができます。 |
| (1)　方法：□閲覧　□写しの交付（ □郵送 ） |
| (2)　日時：　　　　年　　　月　　　日　　　　　時　　　　分 |
| (3)　場所： |
| □請求時に求めた実施方法による開示ができません。　開示の実施方法については、以下のとおりの対応となります。　第17条に規定する事項を記載した書面を粕屋町議会局に提出してください。（様式任意） |
| (1)　方法：□閲覧　□写しの交付（ □郵送 ） |
| (2)　日時：　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで　　　　　　時　　　　分から　　　　時　　　　分まで（閉庁日を除く。） |
| (3)　場所： |

**5　開示に係る費用及び準備日数**

|  |
| --- |
| (1)　写しの作成費用　　：　　　　　　円 |
| (2)　郵送料　　　　　　：　　　　　　円 |
| (3)　発送までの準備日数：　　　　　　日 ※発送までに要する日数です。郵送に要する日数ではありません。　　 発送は、(1)写しの作成費用及び(2)郵送料の納付の確認ができてからになります。 |

**6　担当**

|  |
| --- |
| 粕屋町議会局電話番号（　　　　）　　　　―　　　　　　　　内線（　　　　　　） |

**7　備考**

|  |
| --- |
|  |

注 1　開示を受ける際には、①この通知書と②開示決定を受けた本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。

注 2　指定された日時に来られない場合は、あらかじめ担当までご連絡ください。

(教示)

　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、粕屋町議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として（代表者は粕屋町議会議長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。